

平成30年度介護支援専門員各種研修について

1. 平成30年度研修の日程

この日程は予定となっておりますので、変更の可能性があります。秋田県社会福祉協議会のホームページを随時ご確認ください。

研修の名称	受講対象	
(1) 介護支援専門員専門 研修専門研修課程Ⅰ	研修受講時点に、介護支援専門員の実務に従事している方であって就業後6ヶ月以上の方（各組の研修開催の前日までを実務経験期間として算定してください。）。	
開催場所	日 時	申込み
秋田市役所及び シルバーエリア 多目的ホール (8日間)	1組 平成30年6月 5日(火)～6月 8日(金) 7月10日(火)～7月13日(金)	開催要綱をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。(主任介護支援専門員研修を今年度受講ご希望の方は、申込書に忘れずにチェックをお願いします。) ※主任介護支援専門員研修の開催要綱は夏頃のご案内を予定しております。
中央シルバーエリア 多目的ホール (8日間)	2組 平成30年6月11日(月)～6月14日(木) 7月17日(火)～7月20日(金)	

研修の名称	受講対象	
(2) 介護支援専門員専門 研修専門研修課程Ⅱ	研修受講時点に、介護支援専門員の実務に従事している方であって、最新の有効期間内において就業後3年以上の方（各組の研修開催の前日までを実務経験期間として算定してください。）。	
開催場所	日 時	申込み
秋田テルサ (4日間)	1組 平成30年 7月24日(火)～ 7月27日(金)	開催要綱をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。(主任介護支援専門員研修を今年度受講ご希望の方は、申込書に忘れずにチェックをお願いします。) ※主任介護支援専門員研修の開催要綱は夏頃のご案内を予定しております。
秋田テルサ (4日間)	2組 平成30年 8月21日(火)～ 8月24日(金)	
秋田テルサ (4日間)	3組 平成30年 9月11日(火)～ 9月14日(金)	

研修の名称	受講対象	
(3) 介護支援専門員 再研修	介護支援専門員として県の登録を受けた方で ①登録後5年以上実務に従事したことがない方、又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない方で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方。 ②登録後実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった方等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする方。 ③介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した方についても、本研修の対象者としてすることができます。	
開催場所	日 時	申込み先
中央シルバーエリア (10日間) *今年度は1組での開催となります。 (冬期間は実施しませんので、ご注意ください。)	平成30年8月 1日(水)～ 3日(金) 8月 8日(水)～10日(金) 9月 4日(火)～ 7日(金)	〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1番1号 秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班宛て 申込書に必要事項を記載のうえ関係書類を期日まで 県健康福祉部長寿社会課へ提出 してください。 *今年度の更新研修（実務未経験者）と合同の開催となります。

研修の名称	受講対象
(4) 介護支援専門員 更新研修 初回更新対象者	次のいずれかに該当する方で、介護支援専門員証の有効期限が 1年以内に満了する方 ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない方（以下「①実務未経験者」という。） ②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している方で、 実務経験が3年以上ある方 （以下「②実務経験者」という。） ③介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している方で、 実務経験が3年未満の方 （以下「③実務経験者」という。） ④介護支援専門員証の有効期間中に、実務に従事していた経験（経験の多寡は問いません）を有するが、現在は実務に従事していない方（以下「④実務経験者」という。） ⑤介護支援専門員資格取得後、 再研修を受講され介護支援専門員証の交付を受けられた方も『初回更新対象者』 となります。 ※実務経験の有無によって、受講できる研修が違いますのでご注意ください。

開催場所	日 時	申込み
※①実務未経験者 中央シルバーエリア (10日間) *今年度は1組での開催となります。 (冬期間は実施しませんので、ご注意ください。)	平成30年8月 1日(水)～ 3日(金) 8月 8日(水)～ 10日(金) 9月 4日(火)～ 7日(金)	開催要綱をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 *再研修と合同の開催となります。
※②実務経験者 前期研修(秋田市役所) 後期研修(秋田テルサ) (12日間又は4日間)	専門研修課程Ⅰ・Ⅱを受講 ただし、受講修了済の場合はその研修は免除されます。	開催要綱をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 ※実務経験者については、「介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ」をご参照ください。
※③④実務経験者 前期研修(秋田市役所) 後期研修(秋田テルサ) (12日間又は4日間)	更新研修(専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同様の内容を受講) (専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同日開催) ただし、受講修了済の場合はその研修は免除されます。	
研修の名称	受講対象	
(5) 介護支援専門員更新研修 2回目以降の更新の方 初回の更新を実務経験者の研修を修了し更新された方で、最新の有効期間の間に介護支援専門員としての実務に従事した期間が通算で3年以上あり、現在実務に従事している方は、専門研修課程Ⅱを受講してください。	次のいずれかに該当する方で、介護支援専門員証の有効期限が 1年以内に満了する方 ①介護支援専門員証の初回更新を実務未経験及び再研修の研修を修了し、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を 有しない方 (以下「①実務未経験者」という。) ②介護支援専門員証の初回更新を実務未経験及び再研修の研修を修了し、最新の有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を 有する方 (以下「②実務経験者」という。) ③介護支援専門員証の初回更新を、実務経験者の研修を修了したが、更新後一度も介護支援専門員としての 実務を行っていない方 (以下「③実務未経験者」という。) ④介護支援専門員証の初回更新を、実務経験者の研修を修了し更新された方で、介護支援専門員証の最新の有効期間中に、 介護支援専門員として実務に従事している方又は実務に従事していた経験を有する方 (以下「④実務経験者」という。) ※初回更新時に受講した研修や実務経験の有無によって、受講できる研修が異なりますのでご注意ください。 ※再研修を受講されて、交付申請し更新された方は『初回更新』と同様になりますので、(5)介護支援専門員更新研修「初回更新の方」をご確認ください。	
開催場所	日 時	申込み
※①③実務未経験者 中央シルバーエリア (10日間) *今年度は1組での開催となります。 (冬期間は実施しませんので、ご注意ください。)	平成30年8月 1日(水)～ 3日(金) 8月 8日(水)～ 10日(金) 9月 4日(火)～ 7日(金)	開催要綱をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 *再研修と合同の開催となります。
※②実務経験者 前期研修(秋田市役所) 後期研修(秋田テルサ) (12日間又は4日間)	専門研修課程Ⅰ・Ⅱ又は更新研修を受講 ただし、最新の有効期間内に、受講修了済の場合はその研修は免除されます。	開催要綱をご確認のうえ、期日まで事務局へお申込みください。 ※実務経験者については、「介護支援専門員証(介護支援専門員登録証明書)の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ」をご参照ください。
※④実務経験者 後期研修(秋田テルサ) (4日間)	専門研修課程Ⅱ又は更新研修を受講 ただし、最新の有効期間内に、受講修了済の場合はその研修は免除されます。 実務経験が 3年以上で現在実務に従事している方 → 専門研修課程Ⅱ 実務経験が 3年未満若しくは現在実務に従事していない方 → 更新研修	

研修費用について (受講料の他、別途資料代がかかります。)

対象研修	受講料
(1) 専門研修課程Ⅰ	10,000円
(2) 専門研修課程Ⅱ	13,000円

対象研修	受講料	備考
(3) 更新研修(実務有)	23,000円	初回更新
〃 (実務有)	13,000円	2回目の更新
〃 (実務無)	18,000円	
(4) 再研修	18,000円	

介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書）の有効期間の更新と更新に必要な研修についてのお知らせ

- ①証の交付を受けなければ業務に従事することができません。有効期間の5年間の有効期間満了日以降は業務に従事することはできません。交付を受けずに介護支援専門員として実務に就きますと登録が取り消されますので、ご注意ください。
- ②証の有効期間が1年以内に満了する方は、介護支援専門員証の交付に必要な研修として「更新研修」又は「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」を修了しなければ、証の更新・交付の申請はできません。
- ③更新をせずに有効期間が過ぎても、県の登録を削除されることはありません。なお、期限が切れますと業務に従事することができなくなりますが、「再研修」を受講し、証の交付を申請し交付を受けることにより、業務に従事することが可能となります。ただし、万が一、交付を受ける前に介護支援専門員として実務に就きますと登録が取り消されますので、ご注意ください。
- ④更新研修の受講対象者の、実務経験の有無につきましては次のとおりです。
 - ・実務未経験者・・・介護支援専門員証の最新の有効期間が満了するまで介護支援専門員としての従事経験がない方
 - ・実務経験者・・・介護支援専門員証の最新の有効期間中に介護支援専門員としての実務従事者又は経験を有する方（更新研修においては、実務経験の期間の規定はありません）

※万が一実務経験者が、実務未経験の更新研修を受講したり、実務未経験者が実務経験者の更新研修を受講した場合、修了されても受講そのものが無効となり、更新の手続きができませんので、くれぐれもご注意ください。

△ 実務経験の範囲

- ①居宅介護支援事業所②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所③小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービスを含む）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者④介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）⑤介護予防特定施設入居者介護に係る介護予防サービス事業者⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型協同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者⑦介護予防支援事業者⑧地域包括支援センター
- * 更新研修の受講要件に実務経験期間の決まりはありません。上記においてサービス計画作成業務の実務経験があれば、「実務経験者」となります。
 - * ただし、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための認定調査のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整だけに従事していた等、サービス計画作成業務を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。

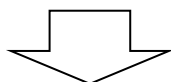
3. 各種手続きの手数料について

制度見直しに伴い、「秋田県介護支援専門員名簿登録管理事業実施要綱」により、介護支援専門員証の交付等が申請によることと併せ、介護支援専門員管理システムの適切かつ継続的な管理が必要なことから、登録・書換交付・再交付等に係る費用を皆様から負担していただいております。

項目	手数料	備考
①登録手数料	2,500円	平成18年度以降の実務研修修了者が、初回に交付申請する場合。（3ヶ月以内に登録申請書を知事に提出）
②登録移転手数料	3,000円	秋田県での登録を秋田県外に移転しようとする場合。登録を他県より移転し、新たに当県において、介護支援専門員証を申請する場合。（登録移転申請書を知事に提出）
③交付手数料	1,700円	交付を申請する場合。（申請書に写真を添えて知事に申請）
④有効期間更新手数料	1,600円	更新する場合で、現に有する介護支援専門員証と引き換えに申請する。
⑤書換交付手数料	1,600円	登録後に、氏名又は住所に変更が生じた場合。
⑥再交付手数料	1,600円	亡失、滅失、汚損又は、破損した場合。

- * 上記の介護支援専門員証の交付等に係る事務手数料については、秋田県手数料条例によります。（納付時は、秋田県証紙で納付していただくこととなります。）
- * 更新研修を修了し介護支援専門員証の交付・有効期間更新に要する手数料は、③と④を合わせた金額となります。（研修とは別途手数料③1,700円+④1,600円=3,300円が必要となります。）
- * 再研修を修了し介護支援専門員証の交付を申請する手数料は、③のみとなります。（研修とは別途の手数料1,700円が必要となります。）
- * ②の登録移転手数料については、実務研修修了地の都道府県が介護支援専門員の登録を行うことになっておりますが、他県の居宅介護支援事業所や介護保険施設などの業務に従事している（しようとする）場合は、他県へ登録の移転が可能になりましたので、ご希望の場合は県担当（秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班）まで、お問い合わせ下さい。
- * 各種提出様式が、秋田県庁のホームページ（美の国あきたネット）に掲載されております。介護支援専門員名簿登録管理事業申請書の中にありますので、介護支援専門員証の記載事項に変更が生じた場合は、関係書類に記載のうえ速やかに手続きするようお願いいたします。
- * 更新研修修了者は様式第8号・再研修修了者は様式第5号に必要事項を記載し申請してください。

登録内容等、各種手続きで不明な点や詳細等、
再研修や更新・登録に関するお問合せ先



秋田県健康福祉部長寿社会課
介護保険班 (TEL 018-860-1363)
へお願いいたします

上記以外のお問合せや受講申込書送付先
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
施設振興・人材・研修部 (7F)
介護支援専門員養成事業担当
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5
Tel 018-824-3666 (担当直通)
Fax 018-864-2840